

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)…一
- 平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…四

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)…六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

告示

●東京都告示第千四百七十号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年十二月十三日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・十六号中清戸線
- 三 事業施行期間 令和三年十二月十三日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
清瀬市中清戸四丁目地内
使用の部分
なし

東京都告示第千四百七十一号

平成二十年東京都告示第四百四十三号(東京都建築基準法施行細則による調査の項目等)の一部を次のように改正する。
令和三年十二月十三日
東京都知事 小池 百合子

別表 四の部中(42)の項から(46)の項を(44)の項から(48)の項とし、同部(41)の項中「検査(以下「定期検査」という。)」を「検査(以下「定期検査」という。)」に改め、同項を同部(43)の項とし、同部中(37)の項から(40)の項を(39)の項から(42)の項とし、同部(36)の項の次に次のように加える。

(37)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、	令第百十条の五の規定に適合しないこと。
------	------	------------	-----------------------	---------------------

(38)	警報設備の劣化及び損傷の状況	六月以内に実施した消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第七條の三の規定に基づく点検(以下「消防法に基づく点検」という。)の記録がある場合には、当該記録により確認することと足りる。	目視により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合には、当該記録により確認することと足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
------	----------------	--	---	-------------------------

別表 五の部(23)の項、(28)の項、(30)の項、(36)の項、(39)の項及び(41)の項中「定期検査等」を「定期検査」に改める。
別記様式その3中

(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等
(36)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉 具、懸垂物等の状況
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部
(38)		採光の妨げとなる物
(39)		換気のための開口部
(40)		換気設備の設置の状 況
(41)	換気設備の作動の状 況	換気設備の作動の状 況
(42)	換気設備の設置の状 況	換気設備の設置の状 況

の落下防止対策の状況									
鎖の障害となる照明器 品の状況									
の面積の確保の状況									
品の設置の状況									
の面積の確保の状況									
況									
況									
品の設置の状況									

(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等
(36)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉 具、懸垂物等の状況
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部
(38)		採光の妨げとなる物
(39)		換気のための開口部
(40)		換気設備の設置の状 況
(41)	換気設備の作動の状 況	換気設備の作動の状 況
(42)	換気設備の設置の状 況	換気設備の設置の状 況

(42)	換気設備の設置の状 況								
(43)	換気設備の作動の状 況								
(44)	換気設備の設置の状 況								

の落下防止対策の状況									
鎖の障害となる照明器 品の状況									
の面積の確保の状況									
品の設置の状況									
の面積の確保の状況									
況									
況									
品の設置の状況									

別記様式2の4中
を
に改める。

(35)及び(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)まで	居室の採光及び換気
(43)から(46)まで	石綿等を添加した建築材 料

(35)及び(36)	照明器具、懸垂物等
(37)及び(38)	警報設備

(39)から(44)まで	居室の採光及び換気
(45)から(48)まで	石綿等を添加した建築材 料

附則
この告示は、令和四年一月一日から施行する。

●東京都告示第四百七十二号

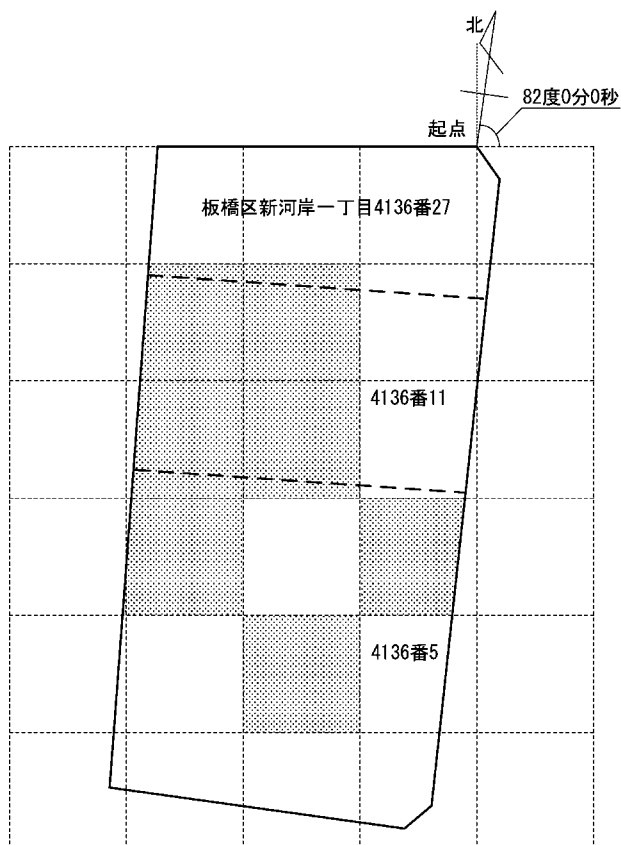
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区新河岸
一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及
びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及び
その化合物

別図



【起点】
 起点は、板橋区新河岸一丁目 4136 番 27 の最北端とする。

【格子の回転角度 (82度 0分 0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

———	敷地境界
- - - - -	筆境界
.....	単位区画
■	形状変更所要届出区域

●東京都告示第千四百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

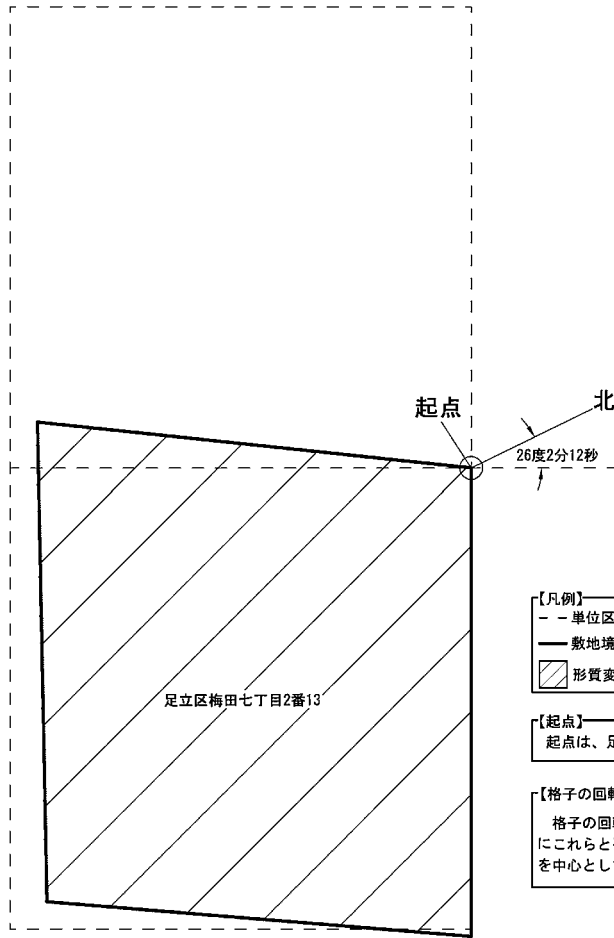
令和三年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更所要届出区域 別図のとおり（足立区梅田七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - 単位区画
 — 敷地境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、足立区梅田七丁目2番13の最北端とする。

【格子の回転角度 (26度2分12秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百七十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道瀬田貫井線

二 指定する区間 世田谷区桜一丁目七百十八番五地先から同所七百四十五番十二地先まで

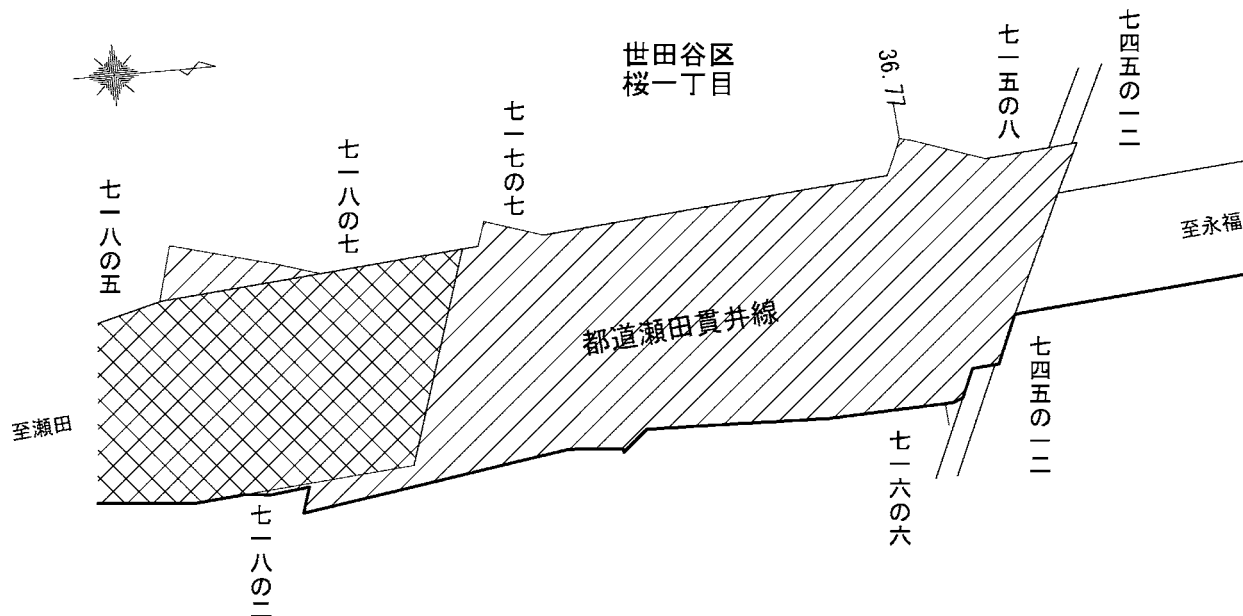
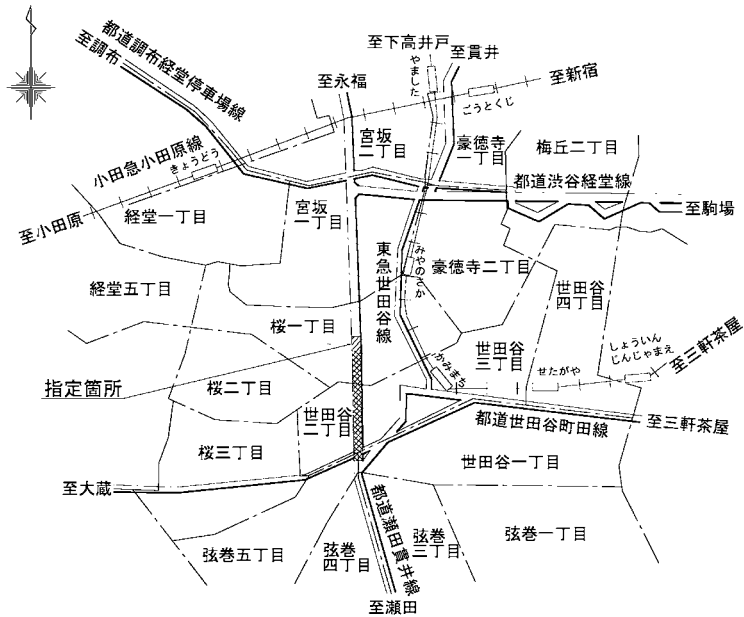
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道瀬田貫井線
世田谷区桜一丁目地内



延長 一一九・四〇メートル
(電線共同溝予定名称 瀬田貫井・四号)



公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和三年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日
株式会社 久代 喜志 台東区浅草六丁目 令和三年十月
久代石油 治 四十七番八号 三十一日
店

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

東村山市秋津町四丁目二番一 西東京市東伏見三丁目六番 十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したもので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)世田谷船橋六丁目計画
二 店舗所在地 世田谷区船橋六丁目三十一番一号ほか
三 設置者名 SMFLみらいパートナーズ株式会社
四 意見
ア 聴取者 世田谷区長
イ 概要 意見なし
ウ 收受日 令和三年十一月二十五日
五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 令和三年十二月十三日から令和四年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

イ 概要 意見なし
ウ 收受日 令和三年十一月二十五日

- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 令和三年十二月十三日から令和四年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

三〇円 一箇月 六、六〇〇円

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

